

## 小売電気事業の登録の申請等に関する省令への意見

氏名

(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

住所

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

### 【1】売っている電気の電源構成明記

該当箇所：第3条

**意見内容**：販売しているメニューの電源構成・割合（原発何%、石炭何%、石油何%、天然ガス何%、廃棄物発電何%、再生可能エネルギー全体で何%、内訳、うち FIT 対象、その他など）を必ず明記させること。

**理由**：消費者が電気の環境負荷や地域貢献で電気を選ぶ時に、こうした表示がなければ選択ができません。食品で原産地表示が大事なように、電気でも種類の表示は重要です。

### 【2】自然エネルギー表示禁止規定の削除

該当箇所 第4条

**意見内容**：電力買取制度対象の自然エネルギー電力を、小売電気事業者等に対し、自然エネルギーと断言してはいけないという第4条を削除すること。

**理由**：食品で原産地表示が大事なように、電気でも種類の表示は消費者にとって重要です。自然エネルギーを選びたい消費者のため、原発か自然エネルギーかわからなくするようなこういう条文は削除すべきです。審議会で議論されているような、固定価格買取制度で企業・国民で賦課金を負担しているから表示が問題だというなら、その自然エネルギー電力が固定価格買取制度対象だと表示させればすむことで、全部秘密にしろというのは問題です。

### 【3】自然エネルギー表示禁止規定の削除

該当箇所 第8条

**意見内容**：登録特定送配電事業者などへの第4条準用規定として、電力買取制度対象の自然エネルギー電力を、自然エネルギーと断言してはいけないという第8条を削除すること。

**理由**：食品で原産地表示が大事なように、電気でも種類の表示は消費者にとって重要です。原発か自然エネルギーかあえてわからなくするような条文は削除すべきです。